

## 破産法 157 条報告書

(第1回債権者集会)

令和5年7月10日

東京地方裁判所民事第20部 特定管財3係 御中

破産管財人 弁護士 本山 正人  
破産管財人代理 弁護士 島田 敏雄  
破産管財人代理 弁護士 赤堀 有吾

### 第1 破産手続開始に至った経緯

#### 1 破産者の概要

破産者は、ゴルフ場の運営を目的とする株式会社であり、静岡県伊豆市上白岩において伊豆スカイラインカントリー倶楽部(以下、「本件ゴルフ場」という。)を運営していた。本件ゴルフ場は、昭和42年に開業したメンバーシップ制のゴルフ場であり、会員の総数は約1000名、アウトコース・インコースそれぞれ9ホール、合計18ホールを有していた。

#### 2 破産手続開始の申立てに至る経緯

##### (1) 合同会社アサクラによる経営権の取得

破産者の発行済株式については、平成30年当時、韓国系企業である株式会社大明ジャパンが約78%を保有していた。

令和元年6月頃、大明ジャパンは、保有する破産者の株式を合同会社アサクラ事務所(以下、「アサクラ事務所」という。)に譲渡し、同社の代表社員である朝倉謙治が破産者の代表取締役就任した。

アサクラ事務所は、破産者の株式を譲り受ける際、その購入資金を株式会社ブルーキャピタルマネジメント(以下、「BCM」という。)からの借入により調達した。

##### (2) 本件ゴルフ場の土地建物の担保提供

破産者は、アサクラ事務所のBCMに対する上記借入金を担保するため、令和元年6月21日、BCMに本件ゴルフ場の土地建物を担保として提供する譲渡担保契約を同社と締結した。そして、同日同契約に基づいて、BCMに対し、本件ゴルフ場の土地建物の所有権移転登記がなされた。

アサクラ事務所による破産者の株式の取得は、破産者の資産を担保に資金を調達する方法により行われたものであり、破産者には担保提供に見合う資金の受入れ等は一切なかった。

(3) B C Mによる太陽光発電事業の計画

B C Mは、令和元年 12 月、静岡県知事に第 2 種事業届出書を提出し、本件ゴルフ場の土地に太陽光発電所を建設することを届け出た。この時点において、本件ゴルフ場は営業中であり、本件ゴルフ場の土地建物に B C Mのために譲渡担保権が設定されたことや、B C Mが本件ゴルフ場において太陽光発電所の建設を計画していることは、本件ゴルフ場の会員には知らされていなかった。

(4) 破産者による事業一部廃止の表明と一部会員による守る会の設立

破産者は、令和 2 年 9 月、会員に対し破産者の経営状態が悪化し、早晚倒産に至るのは必至であること、破産者の不動産を B C Mに売却し借入金の返済に充てること、アウトコースを閉鎖することを通知した。

かかる通知を受けて、破産者の会員の一部が「I S C Cを守る会」を設立した。

(5) 会員による破産手続開始の申立て

破産者は、令和 2 年 12 月末をもって本件ゴルフ場の営業を休止した後、令和 3 年 8 月 15 日にインコース 9 ホールのみで営業を再開した。

令和 3 年 10 月 28 日、破産者の会員の一部が破産者に対する破産手続開始の申立てを行った。

### 3 破産手続開始決定

令和 5 年 1 月 26 日、東京地方裁判所は、会員による破産の申立てに理由があるものと認め、破産者に対する破産手続を開始する決定をした。

破産者は、上記決定に不服があるとして、東京高等裁判所に即時抗告の申立てを行ったが、同裁判所は、破産者の抗告には理由がないとして、令和 5 年 5 月 15 日、抗告を棄却する決定をした。

## 第 2 破産者及び破産財団に関する経過及び現状

### 1 破産者の事業について

当職は、破産手続開始決定を受けて破産管財人代理 2 名を選任し、破産者の事業の状況の把握に努めた。具体的には、本破産事件は営業継続中のゴルフ場に対し破産手続開始決定がなされたものであり、破産者の事業の継続が可能であるかを早急に見極める必要があった。そこで、開始後直ちに本件ゴルフ場に赴き、同ゴルフ場の責任者である支配人及び経理担当者等にヒアリングを行った。その結果、破産者は毎月数百万円単位で営業赤字を計上し、これを代表者からの資金補填で賄っており、事業の継続はおよそ不可能な状況であることが明らかとなった。そのため、かかる状況を裁判所に報告した上で、破産者のゴルフ場事業を廃止し、本件ゴルフ場

を閉鎖することを決断した。

他方で、事業を廃止するにも資産の処分、預かり品の返還、従業員の退職手続等様々な管財業務を行う必要があり、また、僅かではあるものの、プレーの予約が入っていたことから、令和5年2月末までは営業を継続し、その間、閉鎖に向けた処理を進めることとした。

当職は、かかる方針の下、債権者に対し破産手続開始の通知がなされるのと併せて、同年2月末をもって破産者の事業を廃し、本件ゴルフ場を閉鎖することを通知した。

また、破産者の従業員にも同様の説明を行った上で、同年2月末をもって全従業員を解雇する旨を伝えた。

破産者の従業員には、破産手続開始からゴルフ場の閉鎖に至るまでの間（一部の従業員についてはゴルフ場閉鎖後も）、資産の換価、預かり品の返還、従業員の退職手続等、本件ゴルフ場の閉鎖に向けた様々な処理について協力を頂いた。

## 2 破産財団に関する経過及び現状

破産財団に関する経過及び現状は財産目録及び収支計算書記載のとおりである。

以下、主なものについて説明を付加する。

### (1) 資産の換価回収

#### ア 現金及び預金

当職は、破産手続開始後直ちに、営業継続に必要な手元現金を残して、破産者の現預金を当職の管理下に置いた。現金について破産手続開始以降増加が見られるのは、営業継続による売上の入金に伴うものである。また、預金についても増加が見られるのは、破産手続開始前の売上の入金（カード会社からの立替金の入金）があったのに加えて、現金と同様に営業継続による売上の入金に伴うものである。

#### イ 動産

動産は、コース管理用の機械や器具、ゴルフカート等を売却したことによるものである。本件ゴルフ場を事業として売却する可能性があるのであれば、動産は事業と一体をなすものとして売却を検討すべきであるが、本件ゴルフ場の土地建物が第三者に処分されており、その回復は直ちには図れないことから、劣化による換価不能を避けるため、早期の売却処分を行った。

#### ウ 予納金

予納金は、破産申立債権者が裁判所に納めたものであり、資産として計上しているが、いずれ返還を要するものである。

### (2) 負債の状況

本破産手続においては一般破産債権の届出が留保されており、一般破産債権の届出額を把握することはできない。現時点で判明しているだけでも、一般破産債

権に優先する財団債権の総額は約 2450 万円あり、資産の額と拮抗している。そのため、会員の預託金を含めて、一般破産債権に対する配当の見込みは立っておらず、むしろ破産財団に属する財産の換価は全て終えていることから、配当は厳しい状況にあるといえる。

なお、財団債権のうち公租公課は、破産管財人に交付要求がなされたものであり、未納の社会保険料がその多くを占めている（約 380 万円）

財団債権のうち労働債権については、その 8 割につき労働者健康安全機構の立替払いを受けているが、残り 2 割については、従業員は支払を受けられていない。

財団債権のうちその他（446 万 8550 円）は、公共料金や営業継続、訴訟提起に要した費用である。本件ゴルフ場は、1 か月あたり 100 万円を超える電気代がかかっており、電気代の未納分が 200 万円近くを占めている。

### 第 3 否認訴訟の提起

本件ゴルフ場の土地建物については、令和元年 6 月 21 日付けで BCM に対する所有権移転登記がなされている。また、かかる所有権移転登記がなされた後に、BCM に対する貸付金を被担保債権として、クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社（以下、「クラウドバンク」という。）を権利者とする抵当権及び根抵当権が設定されている。

前記第 1 の 2(2)で述べたように、BCM の譲渡担保権は、アサクラ事務所の BCM に対する借入金債務を担保するものであり、破産者は、第三者であるアサクラ事務所の債務を担保するために、本件ゴルフ場の土地建物を担保に提供したものである。この点、ゴルフ場を経営する会社にとっては、ゴルフ場の土地建物は営業の基礎をなす最大の資産であり、破産者は、かかる資産を何らの対価を得ずして担保として提供したことにより、債務超過に陥ったといえる。また、そのことを、BCM 及びクラウドバンクは、それぞれ担保権を取得した時点において認識していたといえる。

そこで、当職は、BCM の譲渡担保権の設定は詐害行為否認（破産法 160 条 1 項 1 号）の対象になるとして、また、クラウドバンクは転得者に対する否認（同法 170 条 1 項 1 号）の対象となるとして、両社に対し、本件ゴルフ場の土地建物の管理処分権を回復すべく、否認の訴えを提起した（令和 5 年 6 月 12 日付け）。

同訴訟の第 1 回口頭弁論期日は、令和 5 年 8 月 16 日午前 10 時 20 分に指定されている。

### 第 4 損害賠償請求権の査定の裁判、その保全処分を必要とする事情の有無

破産者の役員の実任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判の申立て及び当該請

求権についての役員の財産に対する保全処分の申立てについては、その要否を検討中である。

#### 第5 今後の破産手続の見込み

破産財団に属する財産の換価は終わっているが、換価を終えた財産では一般破産債権者に対する配当を行うことはできない。一般破産債権者に対する配当を行うことができるかは、否認訴訟により本件ゴルフ場の土地建物を取り戻すことができるかにかかっている。

そこで、否認訴訟の遂行によって、一般破産債権に対する配当が少しでも行えるように努めたい。

以上

令和3年(フ)第6474号  
破産者 伊豆スカイラインカントリー株式会社  
破産管財人 弁護士 本山正人

開始決定日＝令和5年1月26日現在  
(単位:円)

財産目録  
(第1回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	開始決定日 (R5.1.26)	換価回収金額 (R5.6.30)	備 考
1	現金	1,071,249	1,680,415	換価回収金額には開始後の営業継続に伴う売上金を含む
2	預金	5,597,875	8,873,691	換価回収金額には開始後の営業継続に伴う売上金を含む
3	郵券	4,095	4,095	
4	売掛金	0	61,171	開始後の営業継続に伴う売上金
5	不動産	0	0	(株)ブルーキャピタルマネジメントに所有権移転がなされている
6	動産	—	9,810,500	コース管理機械、ゴルフカートなど(一部入金継続中)
7	車両	—	446,600	
8	出資金	61,120	61,120	
9	前払金	90,970	90,970	
10	報償金	21,400	21,400	
11	予納金	3,458,214	3,485,214	
12	預金利息	0	0	
	合計	10,304,923	24,535,176	

負債の部

No.	科 目	届出額	評価額	備考
1	財団債権(予納金)		3,485,214	
2	財団債権(公租公課)		5,368,844	交付要求のある金額
3	財団債権(労働債権)		10,948,139	従業員給与
4	財団債権(管財事務費用)		258,784	
5	財団債権(その他)		4,468,550	公共料金 営業継続費用 動産処分・閉鎖費用 訴訟費用
6	優先的破産債権(公租公課)		0	
7	優先的破産債権(労働債権)		0	
8	一般破産債権			
	合計	0	24,529,531	

令和3年(フ)第6474号  
破産者 伊豆スカイラインカントリー株式会社  
破産管財人 弁護士 本山正人

令和5年1月26日～令和5年6月30日

収支計算書  
(第1回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	現金	1,680,415
2	預金	8,873,691
3	郵券	4,095
4	売掛金	61,171
5	不動産売却代金(財団組入)	0
6	動産売却代金	9,810,500
7	車両売却代金	446,600
8	出資金	61,120
9	前払金	90,970
10	報償金	21,400
11	予納金	3,485,214
12	預金利息	0
	合 計	24,535,176

支出の部		
No.	科目	金額
1	管財事務費用	258,784
2	公租公課	0
3	労働債権	0
4	公共料金	0
5	営業継続費用	144,717
6	動産処分・閉鎖費用	181,500
7	税務会計費用	0
8	社労士費用	262,900
9	訴訟費用	485,000
10	振込手数料	3,955
11	破産配当(優先的破産債権)	0
12	破産配当(一般破産債権)	0
13	破産管財人報酬	0
	合 計	1,336,856

差引	23,198,320
----	------------